

清田区モルック貸出要綱

令和6年3月18日 区長決裁

令和6年9月25日 一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、清田区地域振興課が所有するモルックの貸出し、承認等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な使用かつ積極的な活用を図り、地域におけるモルックの活性化に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 貸出対象者は、次のとおりとする。

- (1) 札幌市に在住又は勤務する者
- (2) 札幌市に所在する法人又は団体
- (3) その他地域振興課長が特に認めるもの

(使用承認申請)

第3条 モルックを使用しようとする者は、あらかじめ「清田区モルック貸出申込書」(様式第1号)を地域振興課長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、札幌市の職員が使用し、清田区の地域振興に寄与することが明らかな場合及び特に地域振興課長が認めるときは、その限りではない。

- 2 地域振興課長が必要と認めるときは、モルックを使用しようとする者に対し、貸出または承認に関する資料を求めることができる。
- 3 申請の受付期間は、貸出日の2か月前の日(2か月前の応当日(同じ日)とし、応当日がないときはその月の末日、応当日又は末日が開庁日でないときはその直前の開庁日)から貸出日の前日(前日が開庁日でないときはその直前の開庁日)までの間とする。
- 4 申請の受付は、1申請者につき1件までとする。新たな申請の受付は、貸出期間の満了日以降に行うことができる。
- 5 貸出期間が重複する複数の申請があったときは、先着順に受付を行う。

(使用の承認)

第4条 地域振興課長は、前条の申請を受理した場合は、その内容を審査し、次の各号に該当する場合を除き、モルックの貸出しを承認する。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 清田区の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用し、若しくはそのおそれがあるとき。
- (4) 営利を目的とする利用と認められるとき。
- (5) モルックの汚損等のおそれがあると認められるとき。
- (6) モルックの汚損等不測の事態により使用することができなくなった場合。
- (7) その他、承認することが不適當と認められる場合。

2 地域振興課長は、第1項の規定に基づき審査した結果、貸出しが不適切と判断したときは、「清田区モルック貸出不承認通知書」(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 モルックを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、地域振興課長の指示する条件に従うこと。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) モルックを第三者に転貸しないこと。
- (4) モルックの搬入、搬出は地域振興課長の指定する時間内に自ら行うこと。

(承認の取消)

第6条 地域振興課長は、モルックの貸出しが、この要綱又は承認内容に違反していると認められるときは、第4条第1項の承認を取り消すことができる。

2 地域振興課長は、前項の規定により承認を取り消すときは、申請者に理由を付して書面で通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により借受けしたモルックを直ちに返却しなければならない。

4 承認を取り消されたことにより生じた損害に対して、札幌市は一切の責任を負わない。

(貸出期間)

第7条 用具の貸出期間は、貸出日、返却日を含めて8日間以内とし、8日間の貸出を行う場合で、貸出日の7日後が開庁日でないときは、翌開庁日を返却日とする。ただし、地域振興課長が認めるときはこの限りではない。

2 清田区の事業において用具を使用する期間については、貸出を行わない。

(使用料)

第8条 モルックの使用料は無償とする。

(現状回復)

第9条 使用者がモルックを汚損した場合は、使用者の責任と負担により補修し、現状に復さなければならない。

2 使用者から現状に復したと申し出があった場合でも、地域振興課長がモルックの補修を求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

3 モルックを破損、紛失した場合、実費請求する場合がある。

(使用に際して生じた損害に対する責任)

第10条 札幌市は、モルックの使用に際して、自己や第三者へ損害を与えた場合においても一切の責任を負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、モルックの使用に関し必要な事項は、地域振興課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。